

防大教第363号
平成13年3月30日

各 部 長
殿
各 学 群 長

防衛大学校長

理工学研究科後期課程の卒業論文の作成、論文審査及び最終試験等に関する実施要領について（通達）

改正 平成14年12月18日防大教第1402号 平成19年1月9日防大総第7号
平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 卒業論文の作成

(1) 指導教官の決定

ア 理工学研究科後期課程運営部会（以下「部会」という。）は、入校した理工学研究科後期課程学生（以下「学生」という。）に対して指導教官を定め、理工学研究科後期課程委員会委員長（以下「委員長」という。）に届け出なければならない。

イ 委員長は、届出のあった指導教官について、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の承認を得るものとする。

ウ 研究指導上の理由により、前ア、イの手続きを経て、指導教官を変更することができる。

(2) 研究指導

学生は、指導教官の研究指導を受けて卒業論文（以下「論文」という。）を作成しなければならない。

(3) 論文の作成要領

論文の作成要領は次のとおりとする。

ア 日本語又は英語をもって記述する。

イ A4判横書きとし、長期の保存に堪える方法で明瞭に記述しなければならない。

ウ 研究成果の概要（和文2,000字程度）、目次、本文の順序に綴り、各葉を通じ頁数をつける。引用文献は、雑誌にあっては著者、題目、雑誌名、巻数、号数、掲載頁数、発行年月を、単行本にあっては著者、書名、引用頁数、発行所、発行年月を論文の最後にまとめて記載する。ただし、題目、号数及び発行月は省略することができる。論文作成者が学会に研究成果を発表した場合にはその一覧表を巻末に添付するものとする。

エ 表紙には、題目、専攻、教育研究分野、氏名及び提出年月を記載する。

オ 仮製本により、所定の部数を作成するものとする。

2 卒業論文の審査

(1) 論文審査の申請

ア 学生は、論文の審査を受けようとするときは、所定の部数の「卒業論文審査申請書」及び論文を所定の期日までに、指導教官の承認を得た上、学校長に提出するものとする。

イ 学校長は、提出された論文の審査を理工学研究科後期課程委員会（以下「委員会」という。）に付託するものとする。

(2) 卒業論文審査委員の指名

ア 委員長は、論文1件について、指導教官を含む3名以上5名以内の卒業論文審査委員（以下「論文審査委員」という。）候補者（うち、1名は主査とする。）名簿を部会の承認を得た上、学校長に提出するものとする。

イ 学校長は、提出された名簿により論文審査委員を指名する。

ウ 卒業論文審査委員は、防衛大学校以外の他大学の教員をもって充てることのできるものとする。

(3) 審査の実施要領

ア 委員長は、提出された論文について論文発表会を開催するものとする。

イ 論文審査委員は、論文発表会に出席の上、審査基準を考慮に入れて論文の審査を行い、成績を評定するものとする。

ウ 審査基準は次のとおりとする。

(ア) 論文は、豊かな専門的教養の基礎の上にたち、専攻分野における高度に専門的な理論、実験又は応用に関し記述したものであること。

(イ) 論文は、独創的研究によって新領域を開拓し、学術水準を高め、文化の進展に寄与するものであること。

(ウ) 論文は、条理をたててわかりやすく、かつ、正確に記述したものであること。

エ 成績の評定は、「合格」又は「不合格」とする。

(4) 論文審査結果の報告

ア 論文審査委員主査は、審査終了後、その結果について「卒業論文審査結果報告書」を作成し、委員長に提出するものとする。

イ 委員長は、審査結果について委員会の議を経て、学校長に報告するものとする。

3 最終試験

(1) 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心としてこれに関連のある科目について行い、成績を評定するものとする。

(2) 最終試験委員の指名

ア 委員長は、試験を受ける学生1名に対して、3名以上5名以内の最終試験委員（以下「試験委員」という。）候補者（うち、1名は主査とする。）名簿を部会の承認を得た上、学校長に提出するものとする。

イ 学校長は、提出された名簿により試験委員を指名する。

ウ 最終試験委員は、防衛大学校以外の他大学の教員をもって充てることができるものとする。

(3) 最終試験の実施要領

ア 試験委員は、論文の内容及びこれに関連のある科目について口頭又は筆答試験を行い、その学力を判定する。

イ 成績の評定は、論文審査の場合と同一とする。

(4) 最終試験結果の報告

ア 試験委員主査は、試験終了後、その結果について「最終試験結果報告書」を作成し、委員長に提出するものとする。

イ 委員長は、試験結果について委員会の議を経て、学校長に報告するものとする。

4 卒業論文の製本及び保存

(1) 保存用論文の提出

学生は、論文審査及び最終試験終了後、所定の期日までに論文2部を教務部長に提出するものとする。

(2) 論文の製本

提出された論文は、次の要領により教務課において製本するものとする。

ア 各論文ごとに製本する。

イ 表紙には題目、専攻、教育研究分野、氏名及び提出年月を表示する。

ウ 背表紙には題目、作成者及び提出年月を表示する。

(3) 論文の保存

製本された論文は、総合情報図書館において保存するものとする。

5 その他

この実施要領に関する細部事項は、部会の議を経て教務部長が定める。